

資金運用規程

(目 的)

第1条 公益社団法人全国子ども会連合会(以下、「この法人」という。)の資金運用は定款第45条の定めに基づき、この「資金運用規程」(以下、この規程という。)によるものとする。

(適用される財産)

第2条 この規程が適用される財産は、この法人の保有する財産のうち定款第43条第2項に規定する公益目的不可欠特定財産及び不動産、無体財産権並びに寄附者の意思若しくは理事会の決議により財産保有形態が指定されている財産を除くこの法人の裁量により効率的に運用すべき資金をいう。

(運用の基本原則)

第3条 この法人の資金運用について、理事は、善良なる管理者の注意義務を払うとともに、この法人のために定款及び法令に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

(資金区分と運用方針)

第4条 この規程が適用される資金運用は下記各号の資金区分並びに運用方針により行うものとする。

- 一 定款第43条第2項により理事会で定めた基本財産
基本財産の目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用するように努めるものとする。
- 二 その他の財産
資金の積み立て目的、運用可能期間等その資金の特性を勘案し、適正な運用に努めるものとする。

(資金運用の対象)

第5条 資金運用の対象は、次のとおりとする。

- 一 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用組合、信用金庫連合会、信用協同組合又は、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工協同組合連合会若しくは協同組合連合会で業として預金若しくは貯金の受入れをすることができるものへの預金又は貯金
- 二 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18

- 年法律第 43 号) 第 1 条第 1 項の認可を受けた金融機関をいう) への金銭信託
- 三 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券若しくは金融債又は日本銀行出資証券の取得
 - 四 貸付信託の受益証券の取得

(運用のモニター)

第 6 条 会長は少なくとも年に 1 回は、次の点について債券等の運用経過のモニターを行う。

- 1 全運用資産から生じた利子、分配金、配当金等の合計
- 2 全ての債券等の個別有価証券の時価

(理事会の職務)

第 7 条 理事会は翌事業年度における予算編成を審議する理事会において、第 9 条に規定する資金運用の執行方針及び計画案を審議し議決する。

- 2 理事会は、資金運用を管理・監督するため第 6 条に規定する債券等のモニタリングを含む運用の経過及び結果について毎事業年度必要に応じて会長から報告を受けるものとする。
- 3 理事会は、毎事業年度必要に応じて監事から資金運用の業務状況について報告を受けるものとする。
- 4 理事会は定時総会において、前事業年度における資金運用の経過及び当事業年度における資金運用の執行方針及び計画を報告するものとする。予算総会においても必要と理事会が判断する場合は同様とする。

(会長の職務)

第 8 条 会長は理事会の承認を得て、理事の中から資金運用執行責任者を任命することができる。

- 2 会長は資金運用執行責任者を監督し、随時報告を求め必要に応じて適切な指示をしなければならない。

(資金運用執行責任者の職務)

第 9 条 資金運用執行責任者は、翌事業年度における資金運用の執行方針及び計画の案を予算編成の理事会までに策定し、会長の承認を受けなければならない。

- 2 資金運用執行責任者は、資金運用状況及びその結果について把握しなければならない。
- 3 資金運用執行責任者は、資金運用の執行補助者として資金運用担当者を任命することができる。
- 4 資金運用担当者は、第 7 条第 1 項に規定する資金運用の執行方針及び計画に基づき、資金運用を実行するものとし、事前に資金運用執行責任者に意見を求め、その

結果について随時報告しなければならない。

(監事の職務)

第 10 条 監事は、資金運用執行責任者の業務状況について、定期的に又は理事会の要請に応じ又は監事が必要と判断したとき、調査を実施し、その結果について速やかに理事会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、公益法人設立登記の日より施行する。